

# トラック奈良

# 3

トラック協会は事故防止・交通安全、  
環境及び災害時緊急輸送対策に取り組んでいます。

[令和6年]**2024**

**No.359**



信貴山朝護孫子寺



公益社団法人 奈良県トラック協会

<https://narata.or.jp>

## 令和5年度 近畿運輸局自動車関係功労者表彰

日時：令和6年2月16日(金) 午前10時30分～

場所：大阪合同庁舎第4号館2階 第2共用会議室

吉岡運送株式会社 吉岡 幹自氏とやまと運輸株式会社 坂本 龍次氏が、自動車関係業務に多年精励され、顕著な功績により表彰されました。

日笠 弥三郎 近畿運輸局長から、「受賞者の皆様は幾多の社会経済情勢の変遷のなか、自動車運送事業において長年に亘り経営者として指導的立場に立ち、事業の発展に日夜尽力されました。今後も多年に亘る貴重なご経験を元に、自動車運送事業の発展にご尽力賜りますようお願い申し上げます。」と祝辞がありました。



▲写真左から、吉岡幹自氏、坂本龍次氏、日笠局長

|                      |    |
|----------------------|----|
| 近畿運輸局自動車関係功労者表彰      | 巻頭 |
| 法令遵守セミナー             | 2  |
| 改善基準告示 解説セミナー        | 4  |
| 人材確保・労働環境改善セミナー      | 6  |
| 優良事業所表彰式・優秀運転者顕章伝達式  | 8  |
| 陸運事業者のための安全マネジメント研修会 | 10 |
| 第2回運行管理者試験対策講習会      | 11 |
| 奈良県トラック協会吉野支部 勉強会    | 12 |
| 奈良県トラック協会吉野支部 通常総会   | 13 |
| 青年部会全国大会に参加          | 14 |

---

|                    |                |    |
|--------------------|----------------|----|
| <b>■ 奈良県警察本部から</b> | 奈良県警察本部からのお知らせ | 15 |
|--------------------|----------------|----|

---

|                |                        |    |
|----------------|------------------------|----|
| <b>■ 全ト協から</b> | 第124回 トラック運送業界の景況感(速報) | 16 |
|                | 飲酒運転撲滅を目指して            | 20 |
|                | 軽油価格調査集計表(2023年12月)    | 21 |

---

|                |                |    |
|----------------|----------------|----|
| <b>■ 陸災防から</b> | 重大な労働災害を防ぐためには | 22 |
|----------------|----------------|----|

---

|                   |               |    |
|-------------------|---------------|----|
| <b>■ 近畿交通共済から</b> | 近畿交通共済からのお知らせ | 24 |
|-------------------|---------------|----|

---

|                |                  |    |
|----------------|------------------|----|
| <b>■ 奈ト協から</b> | 適正化事業・巡回指導報告書    | 26 |
|                | 3月・4月の行事(予定)表    | 27 |
|                | トラックの構造上の特性      | 28 |
|                | 事業用自動車事故事例No.103 | 29 |
|                | KIT事業の案内         | 30 |

---

|                   |               |    |
|-------------------|---------------|----|
| <b>■ 奈良運輸支局から</b> | 奈良運輸支局からのお知らせ | 31 |
|-------------------|---------------|----|

---

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 近畿運輸局長と奈良県自動車関係団体長との懇談会 | 巻末 |
|-------------------------|----|



# 法令遵守セミナー

日時：令和6年1月30日(火) 午後2時～

場所：奈良県トラック会館 2階 研修室 参加者：13名

(公社) 奈良県トラック協会では、関係する行政機関の協力を得て、輸送の安全確保、交通事故防止、労働災害防止、法改

正などの法令遵守について理解を深めるためのセミナーを実施しました。主な内容は以下の通りです。



## 《県内の交通情勢等について》

講師：奈良県警察本部 交通部 交通企画課 課長補佐 三宅 太氏



▲奈良県警察本部 三宅 太氏

奈良県内の交通事故は、過去10年のデータでみると、人身事故の件数と死者数は減っているが、全事故件数に対する高齢者

の割合は増えている。令和5年中では人身事故件数2,600件、死者数26人。死者数は令和2年のコロナ禍の25人に次いで戦後2番目に少なかった。26人のうち65才以上の高齢者は18人で約7割。事業用貨物自動車の交通事故は122件で死者は2人。追突と出会い頭の事故が全体の約6割を占めている。いかに高齢者の交通事故を防止するかが課題。

最近の道路交通法改正は、自

転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用について全ての利用者に対して努力義務化をした。また特定小型原動機付自転車(電動キックボード)に昨年7月からは16才以上であれば免許証なしでも乗れるようになった。最高時速が6km以下など基準をクリアしないとイケない。一般原動機付自転車とは別なので、購入の際は確認をしてほしい。

## 《自動車運転者(トラック)の労働時間等の改善のための基準について》

講師：奈良労働局 労働基準部 監督課 労働時間管理適正化指導員 山中靖代氏

休憩と休息時間は分けて考える。1年の拘束時間は3,300時間以内、1カ月の拘束時間は284時間以内とされており、労使協定を結ぶことで年間3,400時間、1カ月310時間まで延長することができる。1日の拘束時間は13時間以内で延長する場合も15時間以内。宿泊を伴う長距離輸送(一の運行の走行距離が450km以上)の場合は1週について2回に限

り16時間まで延長できる。但し14時間を超える日が連続することは望ましくない。一日の休息期間は11時間以上与えることを基本とし、9時間を下回ってはならない。宿泊を伴う長距離の場合は継続12時間以上の休息期間を与えないといけない。

連続運転時間は原則4時間以内で4時間経過後には30分以上の運転の中断が必要。渋滞等で

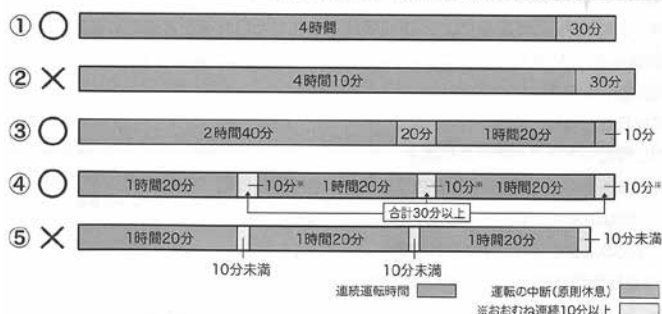


▲奈良労働局 山中靖代氏

サービスエリアへ進入できないなど、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分までの延長が認められるが、1カ月の拘束時間からは除くことができない。なお、36協定の様式が変わるので、新たに協定を結ぶ場合は「様式9号の3の5」で書類を提出すること。現在の協定の期限までは今の協定が有効なので、切り替えのタイミングで届出を。

(図)連続運転時間と運転の中断

連続運転時間のカウントは、運転の中断が合計30分に達したところでリセットされます。



## 《荷役作業における労働災害防止について》

講師：奈良労働局 労働基準部 健康安全課 副主任地方産業安全専門官 西川 聡 氏



▲奈良労働局 西川 聡 氏

昨年10月から最大積載量2 t以上の貨物自動車においても昇降設備の設置と保護帽着用が義務化されている。保護帽は墜落した時に頭を守るもので発泡スチロールの緩衝材が入っているものを着用すること。

今年の2月からはテールゲートリフターを使用して荷を積み下ろす作業の特別教育が義務化され、学科教育4時間、実技教育2時間の特別教育を行う必要がある。関係書類は3年間保存しないとといけない。運転席から離れてテールゲートリフターを

操作する場合に、原動機の停止義務が昨年10月から除外されている。逸走防止措置は引き続き必要なので、逸走防止の観点からエンジンは停止してほしい。県内の道路貨物運送業における労働災害発生状況では墜落・転落が多く、全体の約3割。保護帽をかぶることでリスクを減らすことができる。昇降設備は可動式のものを発着荷主双方に設置してもらうのがいい。

## 《トラックGメンの制度と標準的な運賃について》

講師：近畿運輸局 奈良運輸支局 企画輸送・監査部門 運輸企画専門官 中熊亮弘 氏



▲近畿運輸局 中熊亮弘 氏

国土交通省では適正な取引を阻害する疑いのある荷主企業・元請事業者への監視を強化するため「トラックGメン」を創設。奈良運輸支局には2人のG

メンが在籍している。情報に基づいて悪質な荷主や元請事業者へ「要請」や「働きかけ」を行っている。昨年11月と12月の「集中監視月間」には全国で164件の「要請」と47件の「働きかけ」を行い、初めて2件の「勧告」を出した。奈良運輸支局では、長時間の荷待ちや運賃料金の据置、法令遵守を守れない行為につながる恐れのある荷主などの情報を求めている。ホームページに目安箱を設けているので情報を寄せてほしい。

運賃交渉の目安となる標準的な運賃は、適正な原価に適正な利潤を加えたものを基準として算定。ドライバーの賃金を全産業の標準的な水準に是正することを目的としている。令和6年3月末までとしていた「標準的な運賃の告示」は「当分の間」として延期された。荷主等への適正な運賃の転嫁、多重下請構造の是正、多様な運賃・料金設定等で、労働環境の改善を図り運賃交渉を推進してほしい。

## 《近年の監査の状況と最近の法令改正について》

講師：近畿運輸局 奈良運輸支局 企画輸送・監査部門 運輸企画専門官 守屋良将 氏



▲近畿運輸局 守屋良将 氏

令和4年度の近畿管内の監査は323件実施し、法令違反は約30%あった。行政処分はすべての車両を止める事業停止が3件、車両の使用停止が97件、警

告が36件あった。違反内容は過労防止等が約60%。乗務時間や日報、健康管理などに関する違反。奈良県内では令和4年度82件の監査を実施。そのうち38件が貨物自動車に対しての監査。今年度は12月末までで82件中34件が貨物自動車となっている。

大型車（車両総重量8 t以上または定員30人以上の自動車）の車輪脱落事故件数が令和4年度過去最大となり、啓発活動を実施してきたにもかかわらず、事故件数が減らないので、運送

事業者と整備管理者に対する行政処分を含む改正がされた。通達により整備管理者はタイヤ脱着作業や増し締め等の保守管理を実施することとされている。大型車のホイールボルト折損等による車輪脱落事故を惹起した運送事業者には初違反で20日車、再違反で40日車の行政処分が課される（令和5年10月から）。車輪脱落事故はタイヤ交換から1～2ヶ月後に起こるケースが多い。余裕をもって脱着作業、日常点検をしてほしい。

# 令和5年度 改善基準告示 解説セミナー

第4回 日時：令和6年1月18日(木) 午後2時～  
場所：奈良県トラック会館 2階 研修室 参加者：17名  
第5回 日時：令和6年2月13日(火) 午後2時～  
場所：奈良県トラック会館 2階 研修室 参加者：19名

令和4年12月に改正された自動車運転者の労働時間等の改善基準告示が、今年4月から適用されること受け、事業者が取組

むべき内容について解説するセミナーを全日本トラック協会との共催で実施しました。講師は株式会社コヤマ経営 代表取締役

役 小山雅敬氏。主な内容は以下の通りです。



▲講師の小山雅敬氏

## 改正改善基準告示について

告示に罰則はないが行政処分の対象にはなる。1件違反があれば10日間の業務停止、2件で20日間。30年前に出された告示はドライバーの健康確保と事故を無くす目的で出されたもので27年ぶりの改正になる。ドライバーを守るためにも遵守が必要。

## 告示の対象者と拘束時間

告示の対象になるのは主たる業務が自動車の運転である人。雇用関係になくても、個人事業主も守らないといけないので、個人事業主に業務委託している運送会社は注意をしてほしい。拘束時間は年間3,516時間が3,300時間以内に1カ月293時間が284時間以内になり、1カ月につき1日分減る。1週間における運行がすべて長距離の場合は、最大拘束時間を16時間とする特例が使える(週2回まで)。

## 連続運転時間

連続運転時間は4時間以内で運転の中断はおおむね10分以上で合計30分以上必要。但し、

SAやPA等で駐停車できないなどやむを得ず連続運転時間が4時間を超える場合、4時間30分まで延長可能。運転の中断が10分未満で3回続くのはダメなので要注意。また予期し得ない事象で運転中に災害や事故の発生、異常気象などに遭遇したときは、1日の拘束時間、2日平均の運転時間、連続運転時間から除くことができる。その場合には場所や時間、事由などの運転日報上の記録と客観的な資料を残す必要がある。

## 分割休息と休日の取扱い

分割休息は1回あたり3時間以上で休息になり、2分割で与える時は10時間以上、3分割の

時は12時間以上としなければならないが、できるかぎり2分割までにとどめたい。休日の取扱いは休息期間プラス24時間の連続した時間が休日となる。通常休息期間は9時間を下回ってはいけなないので33時間はあけてほしい。いかなる場合でもあっても30時間をしたまわってはいけない。

### 運送事業者の対応

運送事業者は改善基準告示が守られているかどうか、ドライ

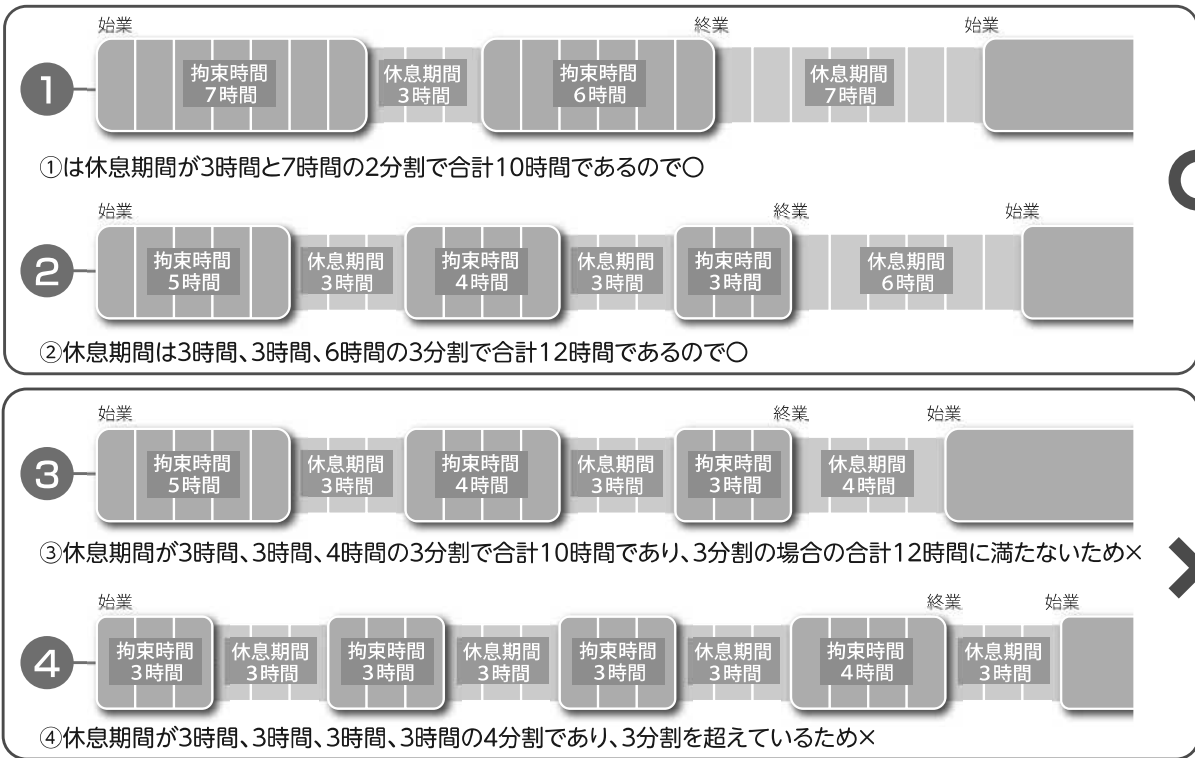
バーの労働時間をチェックすること。改善基準告示が守られていない場合は、原因を洗い出し、対策を講じないといけない。労働時間を減らしつつ賃金を維持することが求められる。

### 労使協定と書類の提出

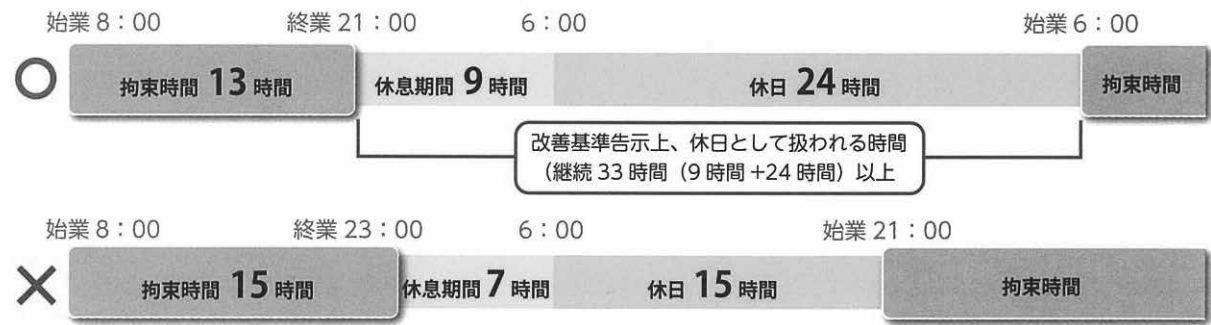
1カ月45時間を超えて残業させる場合には、労働者代表に申し入れをし、必ず労使協定を結ばないといけない。4月から時間外労働の上限規制が適用されることに伴い、36協定届の様式

も改正される。現在の協定の期日が切れるまではその協定書が有効なので、その後から新しい協定書で届出をすればよい。大事なのは「様式9号の3の5」で提出すること。ひな形に書かれている労働時間などの数字を自社の実態に合わせることを忘れずに記載する。36協定違反には罰則規定があることも忘れないで。

## 分割休息



## 休日の与え方（通常勤務の場合）





# 令和5年度 トラック運送事業者のための人材確保・労働環境改善セミナー

日時：令和6年2月16日(金) 午後1時30分～

場所：奈良県トラック会館 2階 研修室 参加者：9名

トラック運送業界のドライバー不足が深刻化している中で、現場の環境を整え、働き方改革に対応した実務について学ぶセミナーを開催しました。講師は日本PMIコンサルティング株式会社 代表取締役 小坂真弘氏。主な内容は以下の通りです。



▲講師の小坂真弘氏

## 改正改善基準告示について

2013年から2022年の10年間、改善基準告示の違反事業場数は6割前後で推移し、年間残業時間の上限960時間に対応できていない事業所の比率は約3割ある。最大拘束時間に関する違反率が高い。違反に対しては30万円以下の罰金×違反人数が課される。

改善基準告示によると、労働時間には休憩時間を含まない。「法定休日労働」（労基法で定められた休日）は出勤しても残業時間に入らないが、「所定休日労働」（企業が任意に定めた休日）は残業（時間が労働）になる。週2回の休日があるなら、

あとの曜日が「法定休日」になるので割増賃金50%（月60時間超の場合）の休日労働を減らす代わりに、「法定休日労働」（同35%）を増やす方がよい。

## 運転者人材等の採用

70才位まで継続して仕事をする人が増えてきたので、全産業の就業人口は横ばい。ドライバーの数は微増しているが、中小事業者でのドライバー確保が難しくなっている。求人活動は文字から動画にシフトしつつある。従来のハローワークやウェブだけでは人は集まらない。動画サイトを活用するなどあらゆる場所に露出させる必要がある。作り込んだ動画より何気ない日常を流す方がより見てもらえる。競合他社の取り組みをチェックして動画づくりをしてほしい。

採用の際に意識したいことは取りたい人物像、取らない人物像をはっきりさせる。過去に違

反や事故の多い人、辞め癖のある人などは採用しない。これからは大型免許を持たない未経験の志願者が増えてくるので、こうした人の採用も検討すべき。2024年4月以降は残業時間が減って不満をもち、会社を辞める人が増えると思われるので、採用のチャンス。祝い金を出すとか運転免許取得費用を会社が負担するのも好材料。

## 人材が定着するための職場環境の整備

労働条件が悪いことや、職場の人間関係がうまくいなくて退職するケースが多い。人材に長く働いてもらうためには、働きやすくやりがいのある労働条件を設定し、日頃からドライバーとの懇親の場を設けるなど信頼関係を築くことが大事。事業所内に相談員を置き、心の部分をサポートする体制をつくる。



## 働き方改革に対応した実務

「36協定」は、届出したら「1日」「1か月」「1年」のそれぞれの時間外労働が協定で定めた時間を超えないこと。

現在50代が多いドライバーは10年後には減少に転じてドライバー不足が顕在化する。残業時間は1日あたり25分位減少するが、高速道路を使ったり休息時

間でフォローするなどの対策を。

「2024年問題」は問題としてとらえるより、改革元年としてスタートの年として理解したい。これからの10年が大事。

## ケース1

時間外労働の割増率 [所定労働時間が午前9時から午後5時（休憩1時間）までの場合]

17:00～18:00⇒1時間あたりの賃金×1.00×1時間

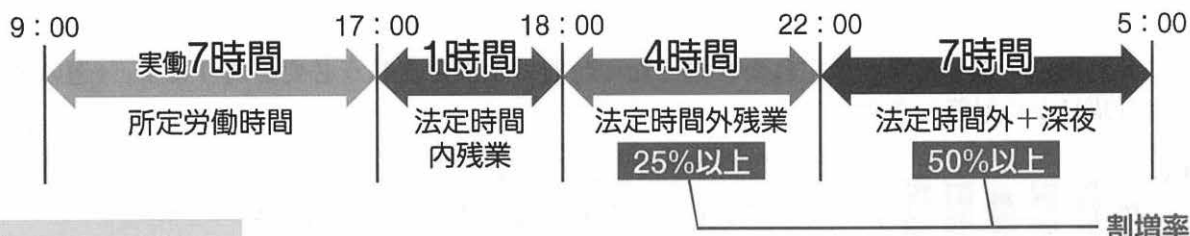
18:00～22:00⇒1時間あたりの賃金×1.25×4時間

22:00～5:00⇒1時間あたりの賃金×1.50(1.25+0.25)×7時間

法定時間内残業

法定時間外残業

法定時間外残業+深夜



## ケース2

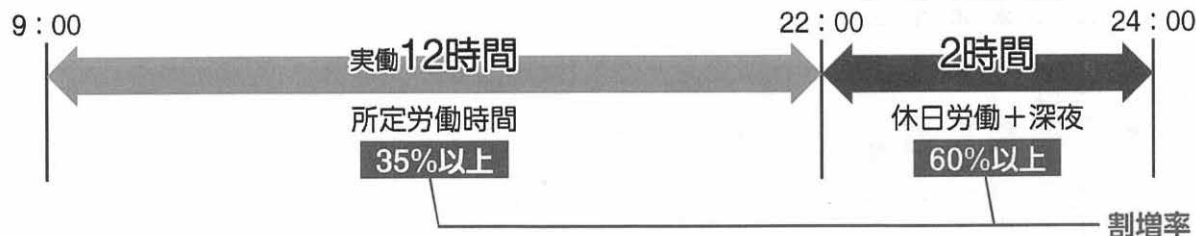
法定休日労働の割増率 [午前9時から午後12時（休憩1時間）まで労働させた場合]

9:00～22:00⇒1時間あたりの賃金×1.35×12時間

22:00～24:00⇒1時間あたりの賃金×1.60(1.35+0.25)×2時間

休日労働

休日労働+深夜労働



# 優良事業所表彰式・優秀運転者顕章伝達式

日：令和6年2月8日(木)  
場所：奈良県トラック会館 2階

## 49事業所と36名の運転者を表彰

冒頭、(公社)奈良県トラック協会の森本禎男副会長が「物流の2024年問題に対応するため奈良県トラック協会は働き方改革セミナーや改善基準告示解説セミナー、人材確保・労働環境改善セミナーなどを開催し、的確な対応が図られるよう取り組んでいる。今後も令和の時代にふさわしいトラック運送産業の実現に向けて、取組みを行っていききたい」とあいさつ。

来賓の川口宏幸支局長は「国土交通省では荷主への監視体制強化のためにトラックGメンを発足させ、昨年12月には標準的な運賃見直しに着手。今後は関係機関と連携して取引環境の改善に努めていきたい。トラック運送事業は重要な社会インフラであり、災害時には緊急輸送を行うなど重要な産業となっている。国土交通省としては今後も輸送の安全の確保を進めトラッ

ク運送事業のさらなる発展につながるよう努めて参りたい」と祝辞を述べました。



▲あいさつする川口宏幸支局長

### 優良事業所表彰式

令和5年1月から12月の適正化事業指導員による巡回指導において、評価が「A」、かつ「適

の判定が95%以上であった事業所に対して、公益社団法人奈良県トラック協会会長より表彰さ

れた49事業所は下記の通りです。

#### 〈優良事業所表彰〉

浅田運輸有限会社 奈良営業所  
新運輸株式会社 奈良営業所  
新商運株式会社 本社営業所  
イヌイ急便株式会社 本社営業所  
今西物流株式会社 田原本営業所  
エーエル プラス株式会社 奈良営業所  
和物流株式会社 本社営業所  
有限会社神一運送 本社営業所  
川端運輸株式会社 本社営業所  
株式会社関西丸和ロジスティクス 西奈良センター  
旭登興業株式会社 本社営業所  
近畿福山通運株式会社 新庄営業所  
クサタケ物流株式会社 本社営業所

GLOW株式会社 本社営業所  
KMIロジ株式会社 本社営業所  
株式会社光洋物流 奈良支社  
株式会社サカイ引越センター 奈良支社  
佐川急便株式会社 大和高田営業所  
晋栄運輸株式会社 本社営業所  
株式会社青光商運 本社営業所  
大虎運輸株式会社 奈良支店  
玉村運輸株式会社 奈良支店  
辻本運輸株式会社 本社営業部  
辻本運輸株式会社 本社営業所  
株式会社辻本運送 物流センター営業所  
株式会社都通 本社営業所

奈良県合同陸運株式会社 本社営業所  
奈良トラック配送センター株式会社 本社営業所  
藤俊運輸株式会社 本社営業所  
有限会社平和運輸 本社営業所  
株式会社平和商運 本社営業所  
株式会社ベストライン 奈良支店  
前田自動車株式会社 本社営業所  
正亀運送株式会社 本社営業所  
株式会社マルヨシ運輸倉庫 本社営業所  
マンナ運輸株式会社 奈良支店  
名鉄運輸株式会社 奈良大和支店  
やまと運輸株式会社 橿原営業所  
ヤマト運輸株式会社 御所営業所



## 〈優良事業所表彰〉

ヤマト運輸株式会社 平群営業所  
ヤマト運輸株式会社 奈良五條営業所  
ヤマト運輸株式会社 奈良主管支店  
ヤマト運輸株式会社 榛原営業所

ヤマト運輸株式会社 はり営業所  
大和運輸株式会社 本社営業所  
ヤマトマルチチャーター株式会社 奈良営業所  
株式会社ヨコタエンタープライズ 奈良営業所

株式会社リープ 関西営業所  
ロジトライ関西株式会社 奈良事業所



## 優秀運転者顕章（金・銀）伝達式

（順不同、敬称略）

トラック運送事業の運転者として、永きにわたり運転の業務に従事し、その成績が優秀で

あった方に対して、公益社団法人全日本トラック協会会長より表彰された金・銀十字章の受章

者36名は下記のとおりです。

### 〈金十字章〉

満20年以上、無事故無違反  
10名受章

濱田 宗敏 近畿福山通運株式会社 奈良支店  
山下 浩一 株式会社ナント特殊自動車  
中坊 浩一 日本通運株式会社 奈良事業所  
源 秀和 〃  
國弘 武 福住運輸倉庫株式会社  
藤田 隆 〃  
中塚 裕文 誠運輸株式会社  
永田 伸也 〃  
上田 修 ヤマト運輸株式会社 奈良主管支店  
水口 秀秋 〃

### 〈銀十字章〉

満10年以上、無事故無違反  
26名受章

角谷 佳昭 アキタ株式会社 奈良営業所  
新井 聖己 菟田野運送株式会社  
稲葉 晃佳 株式会社OBS  
池野 直樹 近畿福山通運株式会社 奈良支店  
小川 泰治 〃  
川上 満也 〃  
田隅 裕介 〃  
中濱 徳之 〃  
米澤 章弘 〃  
尾田 浩 有限会社三晃運輸  
渡邊 将 〃  
乾 信一 株式会社都通  
西川 順之 〃

熊見 大右 日本通運株式会社 奈良事業所  
田中 範幸 〃  
堀川 剛 〃  
山本 健一 〃  
瀬尾 幸孝 福住運輸倉庫株式会社  
玉井 秀昂 〃  
児玉 健二 藤俊運送  
玉井 忠伸 〃  
今道 健二 株式会社物流サポート  
内海 匡博 誠運輸株式会社  
阿古 泰徳 ヤマト運輸株式会社 奈良主管支店  
坂元 誠 〃  
藤原 智則 〃



# 陸運事業者のための安全マネジメント研修会

日時：令和6年2月5日(月) 午後1時30分～

場所：奈良県トラック会館 2階 研修室 参加者：21名

運輸安全マネジメントと労働安全衛生マネジメントシステム、リスクアセスメントについて、陸上貨物運送事業労働災害防止協会奈良県支部と（公社）奈良県トラック協会との共催で研修会を実施しました。講師は

同協会（陸災防）安全管理士の井内一成氏。受講者には受講証明書が手渡されました。主な内容は以下の通りです。



## （１）「運輸安全マネジメント」と「RIKMS」の概要



▲講師の井内一成氏

「運輸安全マネジメント」（平成18年から）は国土交通省の

所管で輸送の安全の確保を、「労働安全衛生マネジメント（RIKMS）」（平成11年から）は厚生労働省の所管で労働者の安全衛生の確保を主眼にしている。「運輸安全マネジメント」は平成17年にヒューマンエラーに起因する事故が多発したことを受けて制度ができた。ヒューマンエラーには意図的なものと

意図しないうっかりミスの2種類ある。ヒューマンエラーをシステムや手順でカバーするのがリスクマネジメント。RIKMSは「陸運業（RIK）における労働安全衛生マネジメント（M）システム（S）ガイドライン」の略称。事業場を対象に安全対策を講じる内容となっている。

## （２）「運輸安全マネジメント」と「RIKMS（リクムス）」の一体的運用方法

管轄はそれぞれ別の省ではあるが輸送の安全を確保しながら労働者の安全を守ることでは一致する事項も多い。安全マネジメントには経営責任者の

責務や社内組織、情報の管理など12の実施項目がある。経営トップの考え方にに基づき、安全計画の方針を決め、施策を計画（P）し実行（D）する。実行後

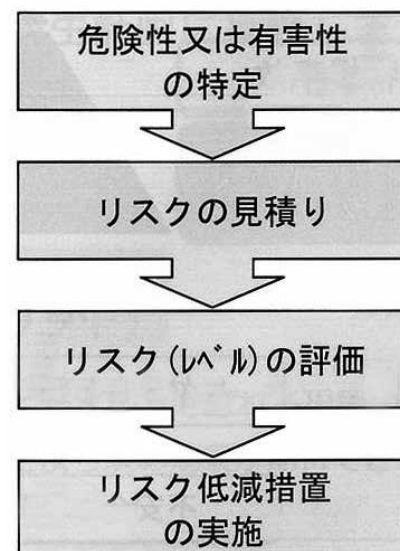
は内容をチェック（C）し、改善（A）して次の計画に反映させる。このPDCAサイクルを継続させることで安全水準をレベルアップさせる。

## （３）リスクアセスメントについて

リスクアセスメントは危険性の事前評価。ひとつひとつの作業にどんな危険や災害のおそれがあるか、発生頻度、可能性、重大性を点数化して評価する。各項目を合計した数値によって防止対策の優先順位を決める。リスクは災害の発生確率とそのひどさの組み合わせ。人によって受け取り方に差があるので、複数の人間で評価をし、各スタッフが納得した上で、次のステップをふむのがよい。リスクアセスメントをすることで作業者へ危険度を知らせる、次



に改善できる対策を講じることができる、会社の安全対策について社外にアピールすることができる、などのメリットがある。リスクアセスメントは事故を未然に防ぐ科学的な対処法。陸災防のホームページから様式やフォーマットをダウンロードできるので活用してほしい。





# 令和5年度 第2回運行管理者試験対策講習会

関係法令等の講習（3時間30分×2回） ※13:00～16:30

日 時 令和6年1月20日（土）24名（16社）

令和6年1月25日（木）6名（4社）

模擬試験の実施／解答、解説（3時間30分×2回） ※13:00～16:30

日 時 令和6年2月2日（金）6名（4社）

令和6年2月10日（土）19名（13社）

講 師：独立行政法人自動車事故対策機構 奈良支所 チーフ 向山 諒 氏

令和5年度第2回運行管理者試験合格に向けて、会員事業者の従業員を対象に講習会を開催しました。

1月20日と25日に貨物自動車運送事業法等の関係法令について要点を解説、2月2日と10日に模擬試験の実施及び解答・解説を行い、延べ55名が受講しました。

受講者へのアンケートでは、約5割が初めて今回の運行管理者試験を受験し、約9割から参考になったと回答がありました。

なお、運行管理者試験はCBT試験（Computer Based Testing）のみで行われ、2月17日（土）から3月17日（日）の期間で実施されます。



# 奈良県トラック協会吉野支部 勉強会

日時：令和6年2月16日(金) 午後3時～

場所：大淀町文化会館あらかしホール 2階会議室

令和6年2月16日(金) 午後3時から大淀町文化会館あらかしホール2階会議室において、「2024年問題」対処のための勉強会を開催しました。

近畿運輸局奈良運輸支局からは、「物流革新緊急パッケージ」のポイントの、物流の効率化、荷主・消費者の行動変容、商慣行の見直しや、令和6年3月末までとされていた標準的な運転の告示制度が「当分の間」として延長されたこと等について説明がありました。



奈良労働局からは、

- ①令和6年4月1日から、自動車運転の業務に時間外労働の上限規制が適用されるとともに、改善基準告示に定める拘束時間等の基準も改められること。
- ②トラック運転者に適用される基準のポイントについて説明がありました。



奈良労働局労働基準部監督課  
山中 靖代 労働時間管理適正化指導員

## 奈良県トラック協会吉野支部 通常総会

日：令和6年2月3日(土)  
場所：吉野郡大淀町 鯨亀2階

令和6年2月3日(土)吉野郡大淀町の鯨亀2階にて、吉野支部(櫻本 貴大支部長)通常総会が開催され、櫻本支部長が「2024問題への対処のため、奈良運輸支局、奈良労働局から来て頂き勉強会を開催します。」等と挨拶がありました。その後、令和5年度収支決算報告等の議案について全て承認されました。





## 青年部会全国大会に参加

日時：令和6年2月16日(金) 午後2時～5時

場所：京王プラザホテル（東京都新宿区）

参加者：山崎和哉（㈱カドラスエクスプレス）

縦木一弘（モミキ運送㈱）

山谷謙造（大和運輸㈱）

吉岡顕彦（吉岡運送㈱）

八田光博（奈相流通㈱）

大西 徹（事務局）



2月16日（金）に京王プラザホテルにおいて、令和5年度（公社）全日本トラック協会青年部会全国大会が開催され、全国から青年経営者ら694名、奈良県からは6名が参加しました。

青年経営者等による先進的な事業取組に対する顕彰で今年度金賞を受賞した広島県トラック協会青年部協議会より「とらビズ！広島トラック業界ビジネスコンテスト」について、広島県内の学校に通う高校生以上の学生を対象に、トラック運送業界の課題解決など業界に関連するテーマでビジネスプランを募集し、コンテストを実施した事業発表が行われ、続いて今年度の青年部会活動報告がありました。

今年度の全国大会はコロナ禍を経て4年ぶりの通常開催となり参加者は交流を深めることができました。





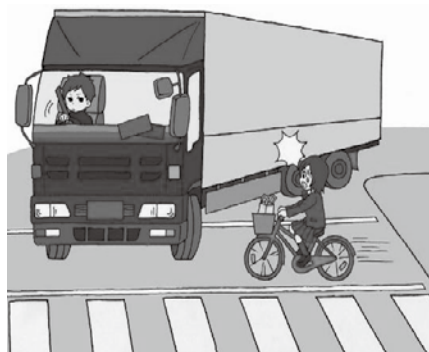
# 奈良県警察本部からのお知らせ

## 1 県内の交通事故発生状況

| 2月15日現在概数 |         |         |        |           |
|-----------|---------|---------|--------|-----------|
| 区 分       | 令和6年    | 令和5年    | 増減数    | 備 考       |
| 総件数       | 4,448 件 | 4,660 件 | -212 件 | 1日に約 75 件 |
| 人身事故件数    | 276 件   | 336 件   | -60 件  | 1日に 5 件   |
| 死者数       | 1 人     | 1 人     | 0 人    | 約59日に 1 人 |
| 負傷者数      | 333 人   | 403 人   | -70 人  | 1日に約 6 人  |
| 物損事故件数    | 4,172 件 | 4,324 件 | -152 件 | 1日に約 71 件 |

## 2 県内の事業用貨物自動車が関係する交通事故発生状況

| 2月15日現在概数 |       |       |       |
|-----------|-------|-------|-------|
| 区 分       | 令和6年  | 令和5年  | 増減数   |
| 総件数       | 213 件 | 297 件 | -84 件 |
| 人身事故件数    | 12 件  | 18 件  | -6 件  |
| 死者数       | 1 人   | 0 人   | 1 人   |
| 負傷者数      | 16 人  | 29 人  | -13 人 |
| 物損事故件数    | 201 件 | 279 件 | -78 件 |



## 3 令和6年春の交通安全県民運動について

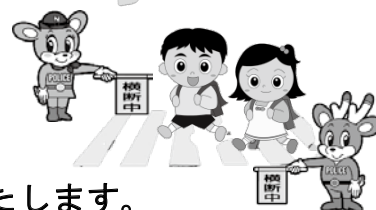
### 実施期間

令和6年4月6日(土)から同年4月15日(月)までの10日間

### 運動重点

1. こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
2. 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
3. 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守
4. 高齢者の交通事故防止(奈良県重点)
5. 二輪車、原付車の交通事故防止(奈良県重点)

本運動への御理解と御協力をよろしくお願いいたします。



# 第124回 トラック運送業界の景況感（速報）

## 第124回

## トラック運送業界の景況感（速報）

令和5年10月～12月期

---

日銀短観（12月調査・大企業）では、製造業で3四半期連続改善、非製造業で7四半期連続改善と、景気回復の継続を示した。

こうしたなか、トラック運送業においては、燃料コスト高、物価高等の原価アップ等により厳しい経営を余儀なくされているものの、輸送数量、運賃・料金水準、経常利益等が改善基調となったことを反映し、業界の景況感は▲17.7（前回▲33.5）と15.8ポイント改善した。

なお、来期見通しは、運賃・料金水準が改善する見込みを反映して、▲15.0（今回▲17.7）と2.7ポイント改善の見込みである。

---

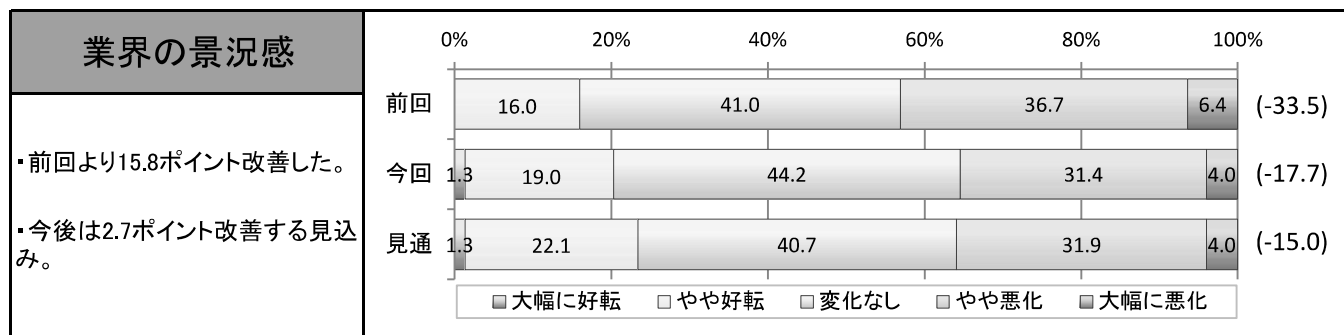
**詳細は（公社）全日本トラック協会のホームページをご覧ください。**

◆全日本トラック協会ホームページ

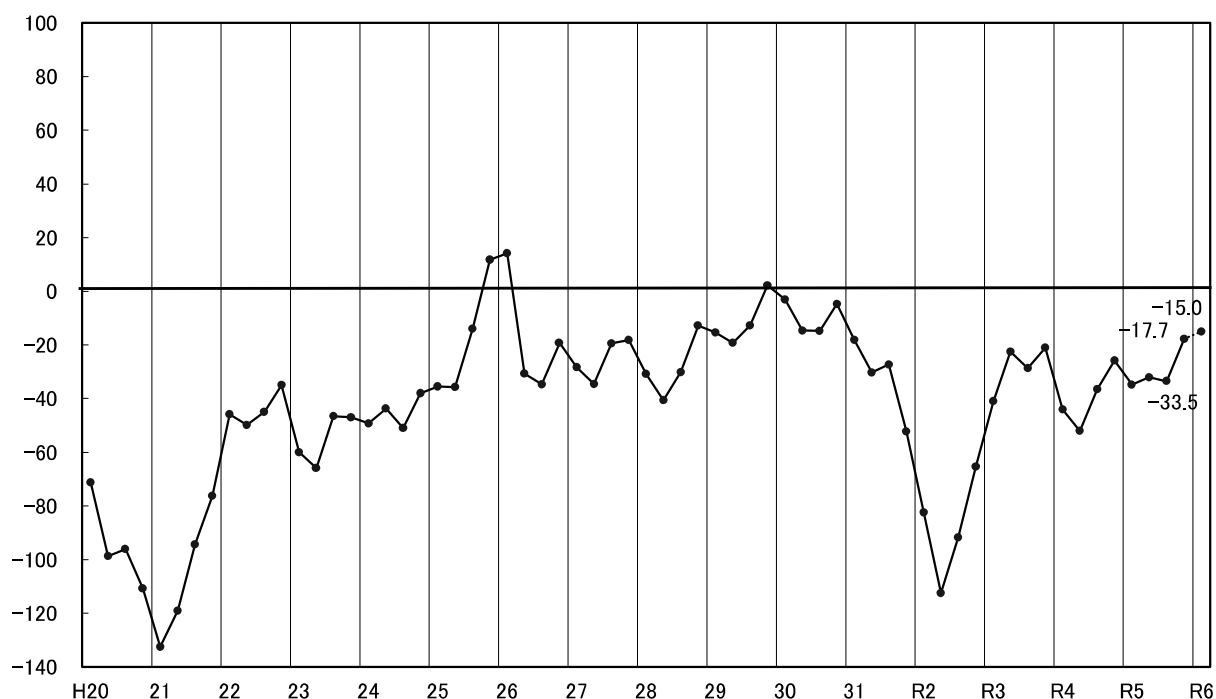
HOME > 会員の皆様へ > 調査・研究 > トラック運送業界の景況感（速報）

## 1 業界の景況感: 今回(令和5年10月～12月期)の概況と今後の見通し

|        |                                                                        |
|--------|------------------------------------------------------------------------|
| 今回の状況  | ・今期は輸送数量、運賃・料金の水準、経常利益等が改善したことを反映し、業界の景況感は▲17.7(前回▲33.5)と15.8ポイント改善した。 |
| 今後の見通し | ・来期見通しは、輸送数量等が改善する見込みを反映して、▲15.0(今回▲17.7)と2.7ポイント改善の見込みである。            |



トラック運送業界の景況感の推移(H20以降)



(注1) 各グラフ(3段の横棒グラフ)の上段は前回(R5.7月～9月期)の状況、中段は今回(R5.10月～12月期)の状況、下段は今後(R6.1月～3月期)の見通しを示す。いずれも前年同期比の回答である。

(注2) 各グラフ(3段の横棒グラフ)の構成比は四捨五入のため、合計が100にならない場合がある。

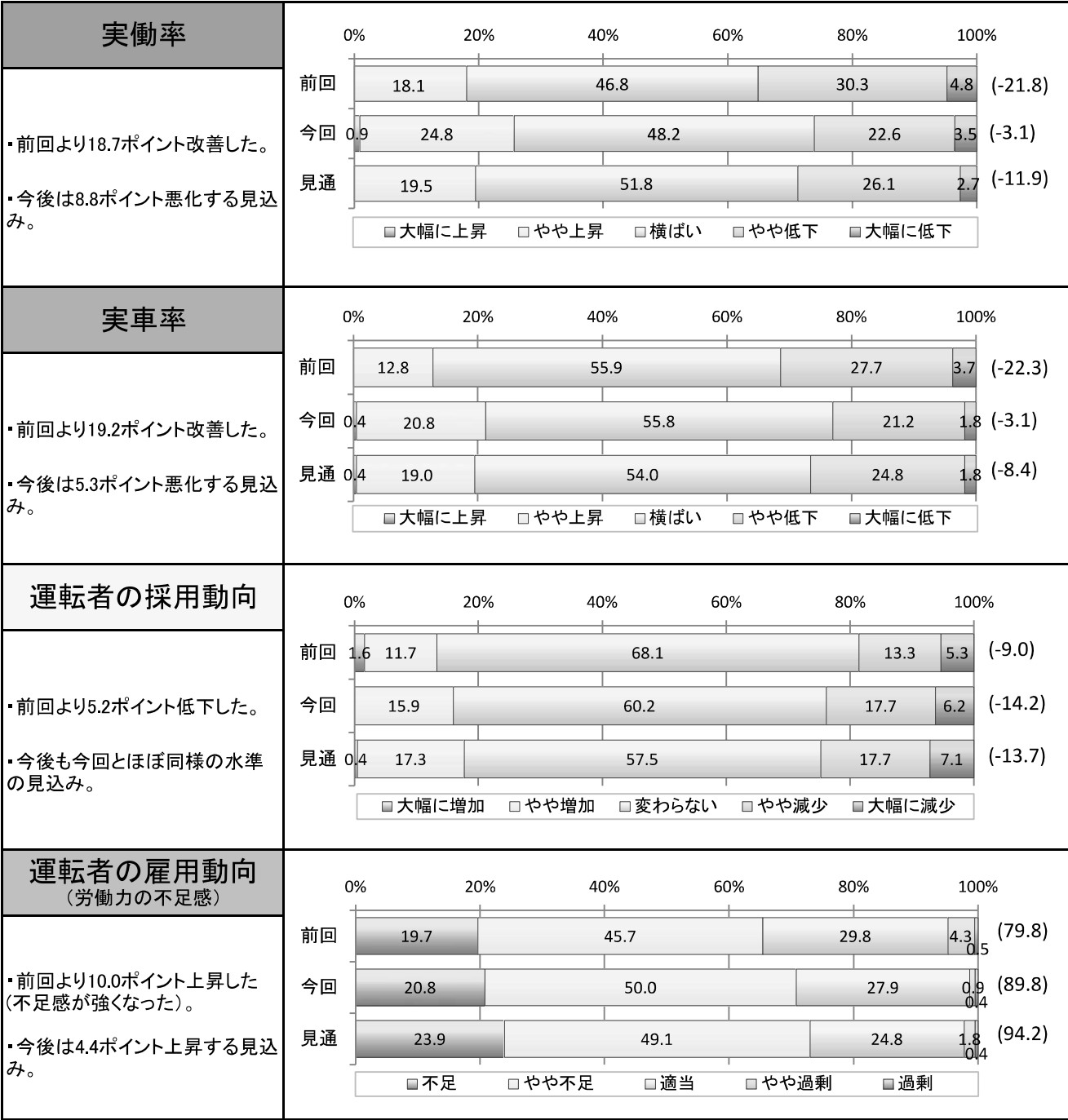
(注3) 各グラフ(3段の横棒グラフ)右側にあるカッコ内は判断指数。各判断指数は、各設問の回答に対し、「大幅に増加・上昇・好転、労働力不足」は+2、「やや増加・上昇・好転、労働力不足」は+1、「横ばい」は0、「やや減少・低下・悪化、労働力過剰」は-1、「大幅に減少・低下・悪化、労働力過剰」は-2の点数に置き換え、平均を100倍することにより各判断指数を算出している。

A(設問Aの回答者数) = a1+a2+a3+a4+a5(設問Aの選択肢1～5の回答数の和)

指標 = {(+2×a1)+(1×a2)+(0×a3)+(-1×a4)+(-2×a5)} ÷ A × 100

2 共通の概況①: 今回(令和5年10月～12月期)の状況と今後の見通し

|        |                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 今回の状況  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 実働率は▲3.1(前回▲21.8)と18.7ポイント改善、実車率は▲3.1(前回▲22.3)と19.2ポイント改善し、輸送効率は改善傾向を示した。</li><li>・ 運転者の採用動向は▲14.2(前回▲9.0)と5.2ポイント低下、運転者の雇用動向(労働力の不足感)は89.8(前回79.8)と10.0ポイント上昇(不足感が強くなった)、運転者労働力の不足感は強くなった。</li></ul> |
| 今後の見通し | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 実働率は▲11.9(今回▲3.1)と8.8ポイント悪化、実車率は▲8.4(今回▲3.1)と5.3ポイント悪化し、輸送効率は悪化する見込みである。</li><li>・ 運転者の採用動向は▲13.7(今回▲14.2)と改善するが、運転者の雇用動向(労働力の不足感)は94.2(今回89.8)と4.4ポイント上昇、運転者労働力の不足感は一段と強くなる見込みである。</li></ul>         |



(注4) 雇用状況については、上段は前回(R5.7月～9月期)の状況、中段は今回(R5.10月～12月期)の状況、下段は今後(R6.1月～3月期)の見通しを示しているが、前回及び今回は前年同期比ではなく「その期の状況」を、見通しは「前年同期比の見通し」を集計している。



### 3 共通の概況②: 今回(令和5年10月～12月期)の状況と今後の見通し

|        |                                                                                                                                                                                |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 今回の状況  | <ul style="list-style-type: none"> <li>所定外労働時間は▲19.0(前回▲26.1)と7.1ポイント増加、貨物の再委託(下請運送会社への委託割合)は▲4.0(前回▲14.9)と10.9ポイント増加した。</li> <li>経常損益は▲16.8(前回▲36.2)と19.4ポイント改善した。</li> </ul> |
| 今後の見通し | <ul style="list-style-type: none"> <li>所定外労働時間は▲31.0(今回▲19.0)と12.0ポイント減少し、貨物の再委託は▲0.9(今回▲4.0)と3.1ポイント増加の見込みである。</li> <li>経常損益は▲24.8(今回▲16.8)と8.0ポイント悪化する見込みである。</li> </ul>     |

| 所定外労働時間                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <div>・前回より7.1ポイント増加した。</div> <div>・今後は12.0ポイント減少する見込み。</div> | <div><div><div>0%20%40%60%80%100%</div><div><div>前回</div><div>0.58.559.028.23.7</div><div>(-26.1)</div></div><div><div>今回</div><div>11.162.423.03.5</div><div>(-19.0)</div></div><div><div>見通</div><div>0.47.156.632.73.1</div><div>(-31.0)</div></div></div><div><div>■ 大幅に増加</div><div>□ やや増加</div><div>□ 横ばい</div><div>□ やや減少</div><div>■ 大幅に減少</div></div></div>        |
| 貨物の再委託<br>(下請運送会社への委託割合)                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| <div>・前回より10.9ポイント増加した。</div> <div>・今後は3.1ポイント増加する見込み。</div> | <div><div><div>0%20%40%60%80%100%</div><div><div>前回</div><div>1.617.053.720.27.4</div><div>(-14.9)</div></div><div><div>今回</div><div>2.718.657.115.56.2</div><div>(-4.0)</div></div><div><div>見通</div><div>2.718.158.417.33.5</div><div>(-0.9)</div></div></div><div><div>■ 大幅に増加</div><div>□ やや増加</div><div>□ 変わらない</div><div>□ やや減少</div><div>■ 大幅に減少</div></div></div>   |
| 経常損益                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| <div>・前回より19.4ポイント改善した。</div> <div>・今後は8.0ポイント悪化する見込み。</div> | <div><div><div>0%20%40%60%80%100%</div><div><div>前回</div><div>1.119.133.535.111.2</div><div>(-36.2)</div></div><div><div>今回</div><div>0.923.539.430.55.8</div><div>(-16.8)</div></div><div><div>見通</div><div>0.420.839.432.37.1</div><div>(-24.8)</div></div></div><div><div>■ 大幅に好転</div><div>□ やや好転</div><div>□ 変化なし</div><div>□ やや悪化</div><div>■ 大幅に悪化</div></div></div> |

#### 【調査の概要】

平成5年3月より開始、以降3カ月ごとに実施。第124回調査は、令和6年1月1日に、モニターに対して調査開始、令和6年1月31日回収分までを集計。

| 特積 | 一般  | 回答事業者全体 |
|----|-----|---------|
| 92 | 448 | 478     |

# 飲酒運転の根絶を目指して

## 飲酒運転が事業者に及ぼす影響

### 事業停止・信用失墜・経営破綻!!

飲酒運転（酒酔い運転、酒気帯び運転）は、きわめて悪質で危険な犯罪行為です。万一、ドライバーが飲酒運転をし、それを会社が容認していた場合や飲酒運転による事故を起こした場合、飲酒運転防止への指導監督が不十分であった場合などは、事業停止や自動車使用禁止等の厳しい処分を受けることになり、社会的な信用も失墜して、経営に重大な影響を及ぼします。



事業停止  
車両使用停止処分

#### 飲酒運転に対する行政処分

運転者が飲酒運転を引き起こした場合

初違反 100日車  
再違反 200日車

★上記行政処分に加えて、事業者の指導監督義務違反や下命・容認等があった場合は、下記の行政処分が行われます。

事業者が飲酒運転を下命・容認した場合

違反営業所に対して  
14日間の事業停止

飲酒運転を伴う重大事故を引き起こし、かつ事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合

違反営業所に対して  
7日間の事業停止

事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合

違反営業所に対して  
3日間の事業停止

#### 信用失墜 経営破綻

飲酒運転は会社のイメージを極端に悪化させ、荷主の信頼を失うだけでなく社会的信用も失墜して、経営破綻に繋がります。



#### 飲酒運転の下命・容認と刑事処分

道路交通法第75条において、自動車の使用者（事業者等）や自動車の運行の管理を行う者（運行管理者等）は、飲酒運転や過労運転、過積載運転等を下命・容認してはならないと定められています。これに違反した場合には、下命・容認した事業者等や運行管理者等が懲役等の刑事処分を受けます。

## 軽油価格調査集計表(2023年12月)

令和6年1月25日現在  
(公社)全日本トラック協会

2023年12月

単純集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

|  | スタンド平均 | ローリー平均 | カード平均  |
|--|--------|--------|--------|
|  | 127.55 | 114.57 | 122.51 |

2023年12月

元売別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

| 元売名     | スタンド平均 | ローリー平均 | カード平均  |
|---------|--------|--------|--------|
| ENEOS   | 123.80 | 112.99 | 127.77 |
| 出光昭和シェル | 137.80 | 114.06 | 121.25 |
|         |        |        |        |
|         |        |        |        |
|         |        |        |        |
|         |        |        |        |
|         |        |        |        |
| キグナス    |        | 112.70 |        |
|         |        |        |        |
| コスモ     | 111.60 | 114.02 | 120.60 |
| その他     | 127.83 | 116.37 | 117.98 |

2023年12月

月間購入量別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

| 月間購入量          | スタンド平均 | ローリー平均 | カード平均  |
|----------------|--------|--------|--------|
| 30キロリットル未満     | 129.01 | 114.97 | 123.88 |
| 30～50キロリットル未満  | 119.00 | 113.43 | 114.27 |
| 50～100キロリットル未満 | 120.67 | 114.33 |        |
| 100キロリットル以上    |        | 113.02 |        |

2023年12月

支払期限別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

| 支払期限     | スタンド平均 | ローリー平均 | カード平均  |
|----------|--------|--------|--------|
| 30日未満    | 119.67 | 114.37 | 118.10 |
| 30～60日未満 | 128.06 | 114.70 | 123.71 |
| 60日以上    | 141.00 | 111.80 |        |

軽油価格推移表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

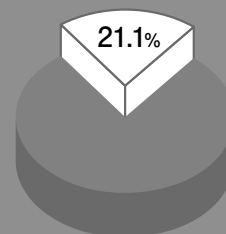
|          | スタンド平均 | ローリー平均 | カード平均  |
|----------|--------|--------|--------|
| 2023年8月  | 135.57 | 123.44 | 133.43 |
| 2023年9月  | 133.48 | 119.93 | 127.55 |
| 2023年10月 | 123.15 | 109.56 | 121.41 |
| 2023年11月 | 123.48 | 112.04 | 122.61 |
| 2023年12月 | 127.55 | 114.57 | 122.51 |

※消費税抜きの価格となります。

## 重大な労働災害を防ぐためには

# 1

## トラック・荷台等からの墜落・転落による死亡災害



陸上貨物運送事業における労働災害の中で最も多かったのが「トラック・荷台等からの墜落・転落」です。このパターンの災害事例を分析すると、67%が「保護帽未着用」でした。そのうちの多くが「高さが2m未満」の地点からの転落であり、もし保護帽を着用していれば死亡災害に至らなかった可能性があります。

### 事例

1

#### 足を滑らせてリアバンパーから転落（死亡災害）



被災者はコンビニエンスストアに荷物を配送していました。配送先の手前にある駐車場で荷台コンテナ内にある荷物の整理を行った後、荷台にあった段ボールを持ちながら、荷台からトラックのリアバンパーに足をかけ、後ろ向きで降りようとしたところ、足を滑らせてしまい、約52cmの高さから転落し、頭部を強打しました。なお、同被災者は保護帽を着用していませんでした。

### 事例

2

#### テールゲートリフターから転落（死亡災害）



被災者はテールゲートリフターに乗り、工業用油200ℓが入ったドラム缶1缶を荷台から荷おろしする作業をしていました。被災者は何らかの理由でテールゲートリフターからトラック後方に転落しました（転落高110cm）。なお、同被災者は保護帽を着用していませんでした。



## ▶ 労働災害を防ぐためのポイント！

### 対 策

作業高によらず、必ず保護帽を着用して荷役作業を行いましょう

必ず保護帽を着用！



（着用時  
5つのポイント）

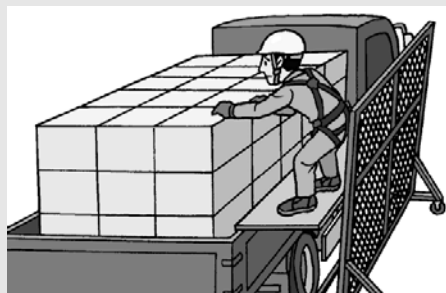
- 1 「墜落時保護用」を使用すること
- 2 傾けずに被ること
- 3 あご紐をしっかりと、確実に締めること
- 4 破損したものは使わないこと
- 5 耐用年数を守ること

### ひとこと アドバイス

わずか50cmの高さから転落した場合でも、打ちどころによっては死亡災害に至ってしまうことがあります。高さ2mに満たない地点での作業であっても、荷役作業時には必ず保護帽を着用するようにしましょう。また、常日頃から社員に対して保護帽の意義や効果に関する社内教育を実施し、保護帽の着用を徹底させるようにしましょう。

### その他、事業者・作業者は次のような対策を講じましょう

- ▶ 作業手順書を作成しましょう
- ▶ 複数の作業員で荷役作業を行う場合、作業指揮者を配置しましょう
- ▶ 荷台上で作業員が移動する場合、作業指揮者は地面レベルから全般を見渡し、確認および指示ができる状況にしておきましょう
- ▶ トラック運転席やアルミバンの屋根上など高所で作業を行う場合は、安全帯を着用するか、足場を組み作業床を設けましょう
- ▶ 耐滑性のある安全靴等を使用しましょう



## 近畿交通共済からのお知らせ

# 令和6年度 無事故・無違反 優良ドライバー コンクール

▶実施期間

令和6年 4/1月 → 令和7年 3/31月

達成  
ドライバー様には  
賞状及び記念品を  
贈呈!



## ◆ 応募方法

令和6年5月末までに  
会社単位でエントリー用紙を  
共済宛にFAXしてください

## ◆ 応募資格

令和6年4月1日現在  
近畿共済に契約のある組合員様

## ◆ コンクール対象ドライバー

- ① 令和6年4月1日～令和7年3月31日の1年間に在職者
- ② コンクール期間中 無事故・無違反である者
- ③ 営業用自動車の運転業務に専従している者

※但し、1組合員における参加ドライバー人数は、令和6年度当初(4/1現在)に於ける共済契約台数以内となります。

## ◆ 参加要項

エントリーいただいた組合員様に、コンクール期間終了後  
下記①②の書類提出依頼のご案内を送付いたします。  
(案内は令和7年4月頃に共済より発送いたします)

- ① 達成ドライバーの「運転記録証明書」
- ② 達成ドライバー推薦用紙

 近畿交通共済協同組合

〒536-0014 大阪市城東区鴨野西2-11-2 TEL.06-6965-2826 FAX.06-6965-2842

近畿交通共済協同組合 検索

<https://www.kinkyo.or.jp>



**自動車共済・自賠償共済はぜひ近畿共済でご契約を**

近畿共済は、組合員のみなさまと一体となって事故防止に努力しています

お問い合わせ・ご連絡は 当組合奈良事務所 0743-59-1701

## 近 畿 共 済 安 全 通 信

## 自然発車に要注意！

## 事故発生

ドライバーがトラックを停めて作業をしていたところ、トラックが勝手に後退し始め、止めようとしたドライバーがトラックと前方駐車車両との間に挟まれて負傷しました。



※シンク出版より

## ★ この事故の原因と背後要因は・・・？

- ① 駐車した場所は平坦ではなく、やや勾配があった
- ② パーキングブレーキをしっかりとかけずに車から離れた
- ③ 動き出した車を自力で止めることができると思った
- ④ 輪止めを使用していなかった

## ★ 類似事故を起こさないために

## ● ドライバーの皆様へ

## ★ 平坦な場所に車を止めて動き出さない措置をとる

・ 駐車するときは平坦な場所を選び、パーキングブレーキを確実にかけましょう！

## ★ 動き出した車を自力で止めようとはしない

・ 万一、自然発車したら、車を止めようとせずに、周囲の人に危険を知らせましょう！

## ● 事業主・管理者の皆様へ

## ★ 自然発車による事故の実態を理解させる

## ★ 輪止めの設置をルール化する



適正化事業・巡回指導報告書(令和6年1月)

奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

| 令和6年1月実施状況    |      | 令和5年度月別実施件数                            |     |     |     |     |    |        |      |       |
|---------------|------|----------------------------------------|-----|-----|-----|-----|----|--------|------|-------|
| 計画件数          | 実施件数 | 実施月                                    | 件数  | 実施月 | 件数  | 実施月 | 件数 | 実施件数合計 |      |       |
|               |      | 4月                                     | 17件 | 8月  | 11件 | 12月 | 7件 |        |      |       |
| 10件           | 6件   | 5月                                     | 7件  | 9月  | 9件  | 1月  | 6件 | 90件    |      |       |
|               |      | 6月                                     | 8件  | 10月 | 15件 | 2月  | 件  |        |      |       |
|               |      | 7月                                     | 6件  | 11月 | 4件  | 3月  | 件  |        |      |       |
| 令和6年1月実施結果    |      |                                        |     |     |     |     |    |        |      |       |
| 調査事項          |      |                                        |     |     |     |     |    | 調査件数   | 指導件数 | 指導率   |
| Ⅰ. 事業計画等      |      | 1. 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。           |     |     |     |     |    | 6      | 0    | 0%    |
|               |      | 2. 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。        |     |     |     |     |    | 6      | 0    | 0%    |
|               |      | 3. 自動車庫の位置及び収容能力に変更はないか。               |     |     |     |     |    | 6      | 0    | 0%    |
|               |      | 4. 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。            |     |     |     |     |    | 6      | 0    | 0%    |
|               |      | 5. 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。              |     |     |     |     |    | 6      | 0    | 0%    |
|               |      | 6. 届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等) |     |     |     |     |    | 5      | 0    | 0%    |
|               |      | 7. 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。    |     |     |     |     |    | 6      | 0    | 0%    |
|               |      | 8. 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。                   |     |     |     |     |    | 6      | 0    | 0%    |
| Ⅱ. 帳簿類の整備、報告等 |      | 1. 事故記録が適正に記録され、保存されているか。              |     |     |     |     |    | 3      | 0    | 0%    |
|               |      | 2. 自動車事故報告書を提出しているか。                   |     |     |     |     |    | 0      | 0    | 0%    |
|               |      | 3. 運転者台帳及び従業員台帳が適正に記入等され、保存されているか。     |     |     |     |     |    | 6      | 0    | 0%    |
|               |      | 4. 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。             |     |     |     |     |    | 6      | 0    | 0%    |
|               |      | 5. 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る)    |     |     |     |     |    | 4      | 1    | 25%   |
| Ⅲ. 運行管理等      |      | 1. 運行管理規程が定められているか。                    |     |     |     |     |    | 6      | 0    | 0%    |
|               | ○    | 2. 運行管理者が選任され、届出されているか。                |     |     |     |     |    | 6      | 0    | 0%    |
|               |      | 3. 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。               |     |     |     |     |    | 4      | 0    | 0%    |
|               |      | 4. 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。          |     |     |     |     |    | 6      | 0    | 0%    |
|               | ○    | 5. 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。               |     |     |     |     |    | 6      | 0    | 0%    |
|               |      | 6. 過積載による運送を行っていないか。 ☆                 |     |     |     |     |    | 6      | 0    | 0%    |
|               | ○    | 7. 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。                 |     |     |     |     |    | 6      | 0    | 0%    |
|               |      | 8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。             |     |     |     |     |    | 6      | 0    | 0%    |
|               |      | 9. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。 ☆          |     |     |     |     |    | 6      | 2    | 33.3% |
|               |      | 10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。             |     |     |     |     |    | 1      | 0    | 0%    |
|               | ○    | 11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。     |     |     |     |     |    | 6      | 0    | 0%    |
|               | ○    | 12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。            |     |     |     |     |    | 5      | 1    | 20%   |
|               | ○    | 13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。           |     |     |     |     |    | 5      | 1    | 20%   |
| Ⅳ. 車両管理等      |      | 1. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。          |     |     |     |     |    | 6      | 0    | 0%    |
|               | ○    | 2. 整備管理者が選任され、届出されているか。                |     |     |     |     |    | 6      | 0    | 0%    |
|               |      | 3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。               |     |     |     |     |    | 4      | 0    | 0%    |
|               |      | 4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。      |     |     |     |     |    | 6      | 0    | 0%    |
|               | ○    | 5. 定期点検及びその保存がされているか。                  |     |     |     |     |    | 6      | 0    | 0%    |
| Ⅴ. 労基法等       |      | 1. 就業規則が制定され、届出されているか。                 |     |     |     |     |    | 4      | 2    | 50%   |
|               |      | 2. 36協定が締結され、届出されているか。                 |     |     |     |     |    | 6      | 0    | 0%    |
|               |      | 3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)      |     |     |     |     |    | 6      | 0    | 0%    |
|               | ○    | 4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。      |     |     |     |     |    | 6      | 1    | 16.7% |
| Ⅵ. 法定福利       |      | 1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。                  |     |     |     |     |    | 6      | 0    | 0%    |
|               |      | 2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。                |     |     |     |     |    | 6      | 0    | 0%    |
| Ⅶ. 運輸安全マネジメント |      | 1. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。                  |     |     |     |     |    | 6      | 1    | 16.7% |
| 指導件数合計        |      |                                        |     |     |     |     |    | 203    | 9    | 4.4%  |

(注) ○…重点指導項目 ☆…霊柩は項目から除外

|       | A     | B     | C | D | E | その他 | 合計    |
|-------|-------|-------|---|---|---|-----|-------|
| 通常    | 2件    | 1件    | 件 | 件 | 件 | 件   | 3件    |
| 新規参入  | 1(1)件 | 件     | 件 | 件 | 件 | 件   | 1(1)件 |
| 新規(他) | 1(1)件 | 1(1)件 | 件 | 件 | 件 | 件   | 2(2)件 |
| 特別(労) | 件     | 件     | 件 | 件 | 件 | 件   | 件     |
| 特別(他) | 件     | 件     | 件 | 件 | 件 | 件   | 件     |
| 総合    | 4(2)件 | 2(1)件 | 件 | 件 | 件 | 件   | 6(3)件 |

( )は会員外の件数です



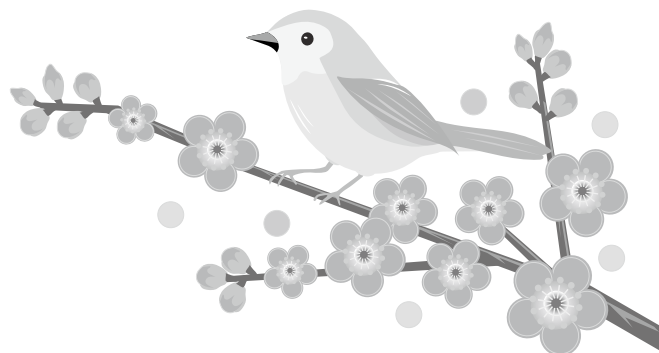
## トラック協会・陸災防奈良県支部

## 3月の行事(予定)表

| 日  | 曜 | 時 間    | 行 事                   | 場 所       |
|----|---|--------|-----------------------|-----------|
| 5  | 火 | 14:00～ | 第38回奈良県適正化事業実施機関評議委員会 | 奈良県トラック会館 |
| 13 | 水 | 13:00～ | 第3回適正化実施対策委員会         | 奈良県トラック会館 |

## 4月の行事(予定)表

| 日  | 曜 | 時 間 | 行 事               | 場 所       |
|----|---|-----|-------------------|-----------|
| 17 | 水 |     | 第1回交通安全・労災防止対策委員会 | 奈良県トラック会館 |
| 22 | 月 |     | 第1回総務委員会          | 奈良県トラック会館 |
| 26 | 金 |     | 第294回理事会          | 奈良県トラック会館 |



## 事例

## 荷物事故の防止

荷物事故を防止するために、ある会社では、次のような指導をしています。

**1. 荷主の心で、荷物を大切にしよう**

荷主さんの心になって、荷物の取扱いを丁寧にしましょう。荷物に愛情をもつことが荷物事故防止の基本です。

**2. 荷物の個数を確認しよう**

個数確認は、紛失事故防止のために欠くことができないものです。次の6照合で個数を確認をしましょう。

- (1) 荷主から集荷するとき。
- (2) 集荷車からホームにおろすとき。
- (3) ホームから運行車に積みこむとき。
- (4) 運行車からホームにおろすとき。
- (5) ホームから配送車に積みこむとき。
- (6) 荷主に引き渡すとき。

**3. 荷物の破損を防止しよう**

荷物の中身と性質を考え、扱い方・積み方・車の走り方に注意し、荷物の破損を防止しましょう。特に貴重品については取扱マニュアルに基づいて慎重に取扱いましょう。

**4. 荷物の扱い方の表示に注意**

「天地無用」「下積無用」「取扱注意」「われもの」「水滴注意」等の表示に注意しましょう。

**5. シートの用意を忘れるな**

雨濡れ、ホコリ、落失、盗難等を防止するため、幌のない車両は必ずシートを用意し、必要なときには慎重に使いましょう。

**6. ロープ締めは確実に**

ロープのゆるみは、荷崩れ・片寄り・落失事故のもと。また、ロープずれて荷物をいためぬようにあて物を使いましょう。

**7. 毎日、荷物の残貨を確認しよう**

口割れや積残し荷物などのチェックと、日々の残貨を確認しましょう。

**8. 紛失・盗難事故**

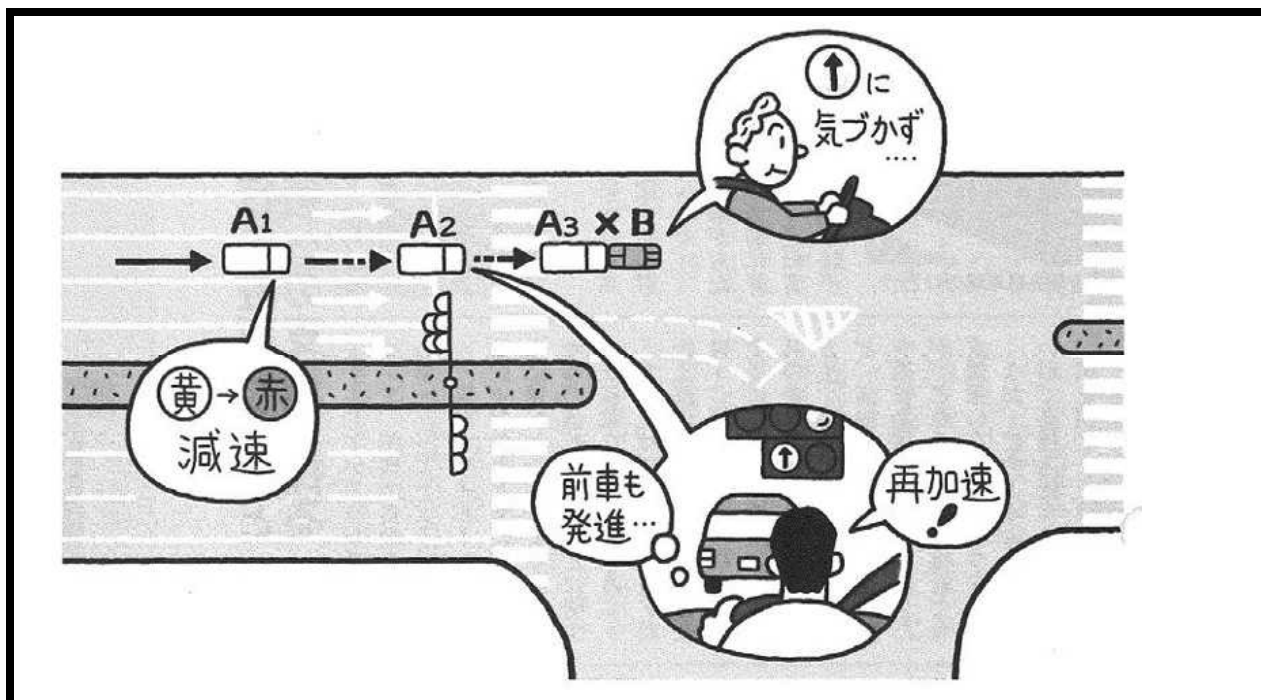
荷物の盗難などの防止に努めるとともに、万一事故が起きた場合はすぐ所長に報告し、指示に従いましょう。

**9. 荷物を正しく整理整頓しよう**

「発着別」「方面別」に荷物を正しく整理整頓し、上手な積付でホームの広さを有効に使うとともに荷物事故・労働災害を防止しましょう。

# 事業用自動車事故事例 No.103

(一般貨物) 普通貨物車と普通自動車のT字路交差点での追突事故



事故類型：追突

発生日時：平日 昼頃

当事者A：普通貨物車 30歳代 男

当事者B：普通乗用車 60歳代 女

## ■ 事故の概要

Aは、直進道路の第2車線を走行し丁字路交差点に向かっていました。前方の信号が黄色から赤色に変わり、A車の前方を走行していたB車が交差点手前で停止したので、A車も減速しました。その後、赤信号の下部の直進青矢印信号が点灯したので再加速したところ、直進青矢印信号に気づかず停止したままのB車に時速約40kmで追突してしまいました。

AおよびBは無傷でしたが、B車に同乗していた助手席の男性がグローブボックスに膝をぶつけて1週間の打撲傷を負ってしまいました。

## ■ 事故から学ぶ

Aは、前走していたB車も自分同様、直進矢印信号で再発進しているものと思い込んでいました。そのために前方をよく見ず、安全不確認のまま進行したことが原因です。一方のBは直接的な違反はないものの直進矢印信号の点灯に気付かず、停止した状態が追突される要因となっています。

矢印信号の利点は交差点での交通流量を最適に規制することによって安全で円滑な交通を確保することです。特に多車線の交差点では交通事情により多種多様で複雑な交通規制がされている場合がありますので、はじめて通行する道路であれば、前方の交差点で双方の車両が信号機によってどのように規制されているのか、車両の動きで早めに把握しておくことも安全につながる予防運転といえましょう。

# KIT事業の案内

全国の7000社  
と繋がる!  
新規顧客開拓に!

荷物と輸送のマッチングシステム

## WebKIT2+のご案内

### WebKIT2プラス5つの特長

#### 輸送効率があがる

ドライバー不足などの影響で課題がたくさんある昨今、事業者同士が相互に手を結び、経営資源を共有・補完しあうことが必要です。仕事や車両を融通し合うことで輸送効率の向上を図ります。

#### 安心のネットワーク取引

WebKITには優良な事業者が多く参加している上、万一の場合でも、協同組合同士で責任を負う仕組みができていますので、この点でも安心してご利用いただけます。

#### 事故に備えた補償制度

WebKITでは、荷物の破損事故に備えた「KIT荷物保険」と、組合員の倒産等に備えた「KIT運送代金補償」への加入を義務付けているため、安心かつ安全な取引環境を確保しています。

#### 需給動向の把握

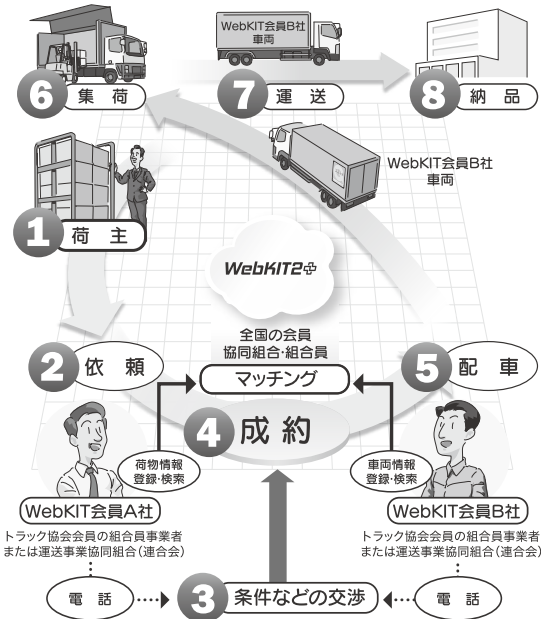
WebKITでは、全国の荷物や車両その時々需給動向をリアルタイムに確認できますので、その時々需要動向をいち早く把握することができます。最適な配車管理や運賃動向の把握に役立ちます。

#### 高い利便性と機能

全国の会員が登録する情報は、荷物の積み地・卸し地や車両の空車地・行先地が都市区分単位で検索・表示されるので、情報を活用して正確に共有することができます。

### WebKIT2プラスご利用の流れ

インターネットを利用して、荷物を依頼する側と車両を活用したい運送側が、それぞれ情報登録や検索を行います。  
うまくマッチしそうな情報を見つけたら、まず相手先に電話で連絡します。さらに、詳細な条件を詰めた上で、成約に結びつけます。



### 奈良県キット事業協同組合加入金額

|                      |              |
|----------------------|--------------|
| 組合入会金                | 50,000円      |
| ※入会金は退会時に全額返金        |              |
| キャンペーン中! 先着30社限定!    |              |
| 今なら月会費と1ID利用料が3ヵ月無料! |              |
| 組合月会費                | ≒2,000円      |
| WebKIT2+利用料          | 1IDにつき2,000円 |

### WebKIT2プラス紹介動画

WebKIT2プラスの詳しい利用方法や利用者様のご意見、喜びの声、成功事例などをご覧ください。



右のQRコードから  
動画をご覧ください。



### 組合入会でのさらなるメリット

組合価格で軽油と尿素をご購入いただけます。

| ■軽油販売           | ■尿素販売                 |
|-----------------|-----------------------|
| エネクスフリー軽油価格     | アドブルー /               |
| 122円 (令和6年1月現在) | 三井物産プラスチック(株)、日本液炭(株) |
| ENEOSウイング軽油価格   | 1L=78~79円 (令和5年9月現在)  |
| 121円 (令和6年1月現在) | ※支払サイト50日             |

奈良県キット事業協同組合加入  
WebKIT2+のご利用  
についてのお問い合わせは

奈良県貨物運送事業協同組合連合会  
奈良県キット事業協同組合  
〒639-1103 奈良県大和郡山市美濃庄町 170 番地 15  
TEL 0743-58-6080



## 奈良運輸支局からのお知らせ

毎年3月末は、決算期や自動車税の賦課期日の終期等による影響を受け、自動車の検査・登録の各種申請が、窓口に集中します。

この時期は、申請者の皆さま方には長時間お待ちいただくなど大変ご迷惑をおかけすることとなります。

このような状況を緩和するため、自動車の移転登録（名義変更）や抹消登録（廃車）等の各種手続き及び検査につきましては、できるだけ早期に済まされるようお願いします。

登録及び検査関係の案内につきましては、ヘルプデスク「050-5540-2063」（音声又はFAXサービス）により24時間行っています。

また、近畿運輸局ホームページ「<http://www.tb.mlit.go.jp/kinki/>」で、各種手続き案内を掲載していますのでご利用ください。

近畿運輸局奈良運輸支局



▲日笠 弥三郎近畿運輸局長

1. 開 会
2. 近畿運輸局の皆様の紹介
3. 奈良県自動車関係団体の紹介
4. 奈良県自動車関係団体協議会会長 挨拶
5. 近畿運輸局長 挨拶
6. 奈良県自動車関係団体の現況と取り組みについて
  - ①奈良県自動車販売店協会  
(一社)日本自動車販売協会連合会奈良県支部
  - ②(公社)奈良県トラック協会
  - ③(一社)奈良県自動車整備振興会
  - ④(公社)奈良県バス協会
  - ⑤(一社)奈良県タクシー協会
7. 意見交換等
8. 閉 会

#### 近畿運輸局

|      |        |
|------|--------|
| 局長   | 日笠 弥三郎 |
| 観光部長 | 藤原 幸嗣  |

#### 近畿運輸局奈良運輸支局

|           |        |
|-----------|--------|
| 支局長       | 川口 宏幸  |
| 首席運輸企画専門官 | 釈迦戸 久夫 |



▲菊池 攻奈良県自動車販売店協会会長

#### 奈良県自動車関係団体

|     |                    |
|-----|--------------------|
| 会長  | 奈良県自動車販売店協会        |
| 理事  | 奈良県自動車整備工業協同組合     |
| 理事  | (一社)日本自動車連盟 奈良支部   |
| 副会長 | (公社)奈良県トラック協会      |
| 副会長 | (一社)奈良県自動車整備振興会    |
| 理事  | 奈良県自動車整備商工組合       |
| 副会長 | (公社)奈良県バス協会        |
| 副会長 | (一社)奈良県タクシー協会      |
| 理事  | 奈良県中古自動車販売商工組合     |
| 監事  | 奈良県自家用自動車協会        |
| 理事  | 奈良県軽自動車協会          |
| 理事  | (一財)日本自動車査定協会奈良県支所 |
| 監事  | (一財)近畿陸運協会         |
| 理事  | 奈良県レンタカー協会         |

## 近畿運輸局長と奈良県自動車関係団体長との懇談会

日時：令和6年2月7日(水) 午後2時～

場所：ホテルリガーレ春日野

日笠 弥三郎 近畿運輸局長と奈良県自動車関係団体（菊池 攻 奈良県自動車販売店協会 会長）との懇談会が開催されました。

日笠局長は、「昨年を振り返るとコロナ禍で3年が経ち、観光客も戻ってきている。菊池会長から奈良にも滞在してほしいということで、是非、万博の機会に大阪に来た観光客が、奈良も含め周辺に滞在するという施策をしっかりと行い、お役に立ちたいと思っている。一方で観光、交通運輸を含め人材不足の課題に直面されていると思う。また、2024年問題は、物流の関係だけではなく、特に、トラックドライバーは2024年問題に直面しており、2024年問題自体はここからだと思っている。皆様方のご意見を頂きながら対処していきたいと思う。」と挨拶されました。

萩原 良介 奈良県トラック協会副会長は、奈良県トラック協会の事業概要について、地域と連携した子どもと高齢者の交通事故防止、飲酒運転根絶「ミニのぼり旗」の配布、能登半島地震への緊急救援物資輸送、働き方改革の2024年問題への対応等について報告・説明しました。

これに対し、日笠局長から「トラック協会として地域、関係団体と連携して交通安全に積極的に取り組んで頂いていることは大変意義深いと思う。災害時の緊急対策でも能登半島地震の救援物資輸送にご協力を頂いた。」等と、話をされました。



トラック奈良 2024 年 3 月 第 359 号

発行 公益社団法人 奈良県トラック協会

奈良県大和郡山市額田部北町 981 番地の 6 編集発行人 塚本哲夫  
TEL.0743-23-1200 (代) FAX.0743-23-1212 編集委員長 竹長至暁

# 感染症防止対策

## 基本的な感染防止策

「換気、消毒、距離、必要な場面でのマスク着用」が、  
3つの感染経路(エアロゾル、飛沫、接触)の遮断に有効です